

2010年8月26日

国立大学法人金沢大学  
学長 中村 信一 様

金沢大学教職員組合  
執行委員長 喜成 年泰

## 2010年度人事院給与勧告に関する団体交渉の申し入れ

貴職におかれましては日ごろより金沢大学の発展と円滑な運営、教職員の労働条件の向上に向けてご尽力いただき、感謝に堪えません。

さて去る8月10日、人事院より2010年度人事院給与勧告が公表されました。本学教職員組合は、国立大学等の教職員は非公務員であり、人事院勧告・国家公務員法体系の適応対象外であること、従ってその給与(賃金)等の労働条件は、労使の団体交渉を通じて決定されるべきものであることを一貫して主張してきました。

この点において大学当局と本学教職員組合の見解に、大きな隔たりがあることは既にご承知の通りです。

とりわけ今回の勧告においては、中高年齢層職員に傾斜した俸給の引き下げなど新しい考え方が導入されており、このような考え方を金沢大学教職員にそのまま適用することは、給与に関する本学教職員の置かれた条件、状況の特殊性にまったく合致しないものであると考えます。

今回の人事院勧告の内容を踏まえ、下記の事項について団体交渉を要求いたします。交渉の日程は、9月13日午後、9月15日午前および午後3時以降、9月16日で調整くださいますようお願いいたします。

また事務職員の代償措置の未実施、附属学校の入試問題作成手当ての支給の問題など、以前より未解決の事項も山積しており、これらの問題についても併せて意見の交換を行わせていただきたいと思いますので、よろしくご検討ください。

記

2010年8月10日の人事院勧告に準拠した賃金引き下げを実施しないこと。